

群馬県議会議員選挙

投票日 **4月9日** 

任期満了に伴う群馬県議会議員選挙の投票が行われます。私たちの暮らしにかかわる大切な選挙です。投票に行きましょう。

▶ 問合せ 昭和村選挙管理委員会(総務課内) ☎24-5111(内線113)

投票所	投票時間
第1投票所／昭和村地域活性化センター	午前7:00～午後7:00
第2投票所／入原公民館	午前7:00～午後7:00
第3投票所／永井住民センター	午前7:00～午後6:00
第4投票所／赤城原区民館	午前7:00～午後6:00
第5投票所／昭和村保健センター	午前7:00～午後7:00
第6投票所／貝野瀬構造改善センター	午前7:00～午後7:00
第7投票所／大河原住民センター	午前7:00～午後6:00
第8投票所／生越住民センター	午前7:00～午後6:00

期日前投票

4月1日(土)～4月8日(土)

午前8:30～午後8:00

保健センター前・期日前投票所

投票日当日に仕事や旅行、冠婚葬祭などで投票できない方は期日前投票をしましょう。

不在者投票

指定された病院や老人福祉施設などでは不在者投票が行えます。

投票できる人

満18歳以上(平成17年4月10日以前に生まれた人)で、令和4年12月30日までに転入手続きをし、引き続き群馬県内の住民基本台帳に登録のある人が投票できます。

投票所入場券をお忘れなく

白色の封筒に入った入場券が郵送で届きます。入場券を必ず持って投票にいきましょう。入場券がない、または届かない場合は、村選挙管理委員会へお問合せください。なお、入場券配布後に県外に転出した人は投票できません。



選挙ポスター掲示板の設置数は？

選挙における立候補者のポスター掲示板の数は、それぞれの投票区(投票所)ごとの選挙人名簿登録者数と面積、交通などの事情を総合的に考慮して、合理的に設置するよう公職選挙法で定められています。

▼選挙ポスター掲示板の設置基準

選挙人名簿登録者数	面積	選挙ポスター掲示板の数
1,000人未満	2km ² 未満	5カ所
	2km ² ～4km ² 未満	6カ所
	4km ² ～8km ² 未満	7カ所
	8km ² 以上	8カ所
1,000人以上 5,000人未満	4km ² 未満	7カ所
	4km ² ～8km ² 未満	8カ所
	8km ² 以上	9カ所

▼村内の投票区ごとの選挙ポスター掲示板設置数

投票区(投票所)	対象となる地区	選挙ポスター掲示板の数
第1投票区	森下、川額、椽久保	9カ所
第2投票区	入原	7カ所
第3投票区	永井	7カ所
第4投票区	赤城原、松ノ木平	8カ所
第5投票区	糸井	8カ所
第6投票区	貝野瀬	6カ所
第7投票区	中野、長者久保、大河原、追分、赤谷	9カ所
第8投票区	生越	6カ所

医薬品副作用被害救済制度

お薬を使うときに思い出してください。



相談窓口 ☎0120-149-931

受付時間：平日午前9:00～午後5:00

(祝日・年末年始をのぞく)

独立行政法人医薬品医療機器総合機構

マイナンバーカードをお持ちでない方へ

▶ 問合せ 総務課住民係 ☎ 24-5111 (内線115)



送付された交付申請書を確認しましょう

マイナンバーカードをまだ申請されていない方は、地方公共団体システム機構(J-LIS)から送付されているマイナンバーカードの申請に必要な書類をお確かめの上、この機会にぜひ申請しましょう。

マイナンバーカードにはこんなメリットが

- ◆マイナンバーを証明する本人確認書類として使えます。
- ◆マイナンバーカードに対応している医療機関で、保険証(被保険者証)として使用できます。
- ◆スマートフォンやパソコンなどで、オンライン確定申告ができたり、ねんきんネットで年金情報の確認ができます。

マイナンバーカード交付申請書・送付封筒(みほん)



▲この封筒が送付されています

二次元コード付き
マイナンバーカード交付申請書▶
二次元コードを読み取り、オンラインで簡単に申請が可能です。ご家族の方のスマートフォンからも申請可能です。



マイナンバーカードの申請時によくあるご質問

Q1 申請書が届きません

A1 申請書が届かない方や申請書の発行を希望する方は役場住民係へお問合せください。

Q2 申請書に貼り付ける写真が用意できません

A2 仕上がり特にこだわりがなければ、役場住民係でお写真を撮影できます。(無料)

Q3 どのくらいの期間でマイナンバーカードができますか？

A3 申請内容に不備がなければ、申請してから4週間から5週間ほどでお渡しできます。

マイナンバーカードの申請を2月末までにした方へ

最大20,000円相当のマイナポイントを受け取れる手続き期限が5月末まで延長されました。マイナンバーカード交付通知書が届いたら早めに受け取りましょう。

決済サービスにより、5月末以前の期限を設定している場合がありますのでご注意ください。

ポイントの申請手続きはお早めに

まずはカードを受けとってね!



入学や就職で引っ越したら

正確な住所の届出を忘れずに

▶ 問合せ 総務課住民係 ☎ 24-5111 (内線115)



住民票の住所の異動届(転出届・転入届・転居届など)は、国民健康保険や国民年金などの資格確認や、選挙人名簿への登録などにつながる大切な手続きです。入学や就職などで引っ越したら必ず手続きを行ってください。村内での住所異動や、村外から昭和村へ住所を異動する人は、新住所に住み始めてから**14日以内**に手続きをしてください。

届出に必要なもの

- ・本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)
- ・その他(印鑑登録証、国民健康保険証、福祉医療費受給資格者証など)
- ◎マイナンバーカードをお持ちの方は、転入・転居の際には必ずお持ちください。
- ◎代理人による届出の場合は、委任状と代理人の本人確認書類が必要になります。
- ◎正当な理由なく住民票の異動届出をしない場合、5万円以下の過料に処されることがあります。

転出届はオンラインでも届出可能

転出届は、マイナンバーカードを使ってオンラインで行うこともできます。

詳しくはデジタル庁ホームページやマイナポータルサイトをご覧ください。



デジタル庁



マイナポータル